

政府「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」【マネロン関係】（令和8年7月24日関係閣僚会議決定）

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（抜粋）

令和8年7月24日

外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議

国民の安全・安全のための取組みにおける進捗状況（R8年6月末時点）

第2 土地取得等のルールの中味、国土の適切な利用及び管理に向けた取組

【概要】✓不動産取得に係るマネロン対策を強化するため、「リスク評価書」作成についてのマニュアルを策定（R8年2月）

✓暗号資産を用いた不動産取引の実態把握や健全性を確保するよう、関係業界団体に要請（R8年4月）

【別表】1 土地所有等情報の透明性向上

○多額の現金による不動産取得の事例が指摘される中、不動産取得に係るマネロン対策を強化

・R8年2月、多額の現金による取引など、「疑わしい取引の届出に関するチェックリスト」（犯収法等連絡協議会作成「宅地建物取引業における犯罪収益移転防止のためのハンドブック＜第2分冊＞」に掲載）の項目に1つでも該当すれば、疑わしい取引の届出を行うことを宣言させること等を内容に含む「リスク評価書」の作成に係るマニュアルを策定し、業界団体に対して周知を行うとともに、国交省ホームページにおいて公表した。業界団体に対して周知を行うとともに、**改めて、R8年度中に「リスク評価書」の作成を完了するよう要請**

・R8年4月に暗号資産を用いた不動産取引の実態把握や健全性を確保するよう、関係業界団体に要請

進捗等を踏まえた、今後の取組の方向性

国土の適切な利用・管理

土地所有の透明化等

【不動産取引におけるマネー・ローンダリング対策の強化】

○疑わしい取引の届出に関する「チェックリスト」をR8年10月中に改訂し、暗号資産を用いた不動産取引を疑わしい取引として新たに提示する等、見直し・整理した考え方を宅建業者に周知徹底

今後の取組

○宅建業者の事業規模や経営体制に応じた対応が図れるよう、個々の宅建業者が作成する「リスク評価書」作成についてのマニュアルを策定（令和8年2月公表）（業界団体へ周知済）【国】

※

- ・多額の現金による取引

- ・契約相手の法人の実体がない

- ・取引の秘密を不自然に強調

など「チェックリスト」の項目に1つでも該当すれば、疑わしい取引の届出を行うことを宣言させる。

○上記を踏まえ、全ての宅建業者が「リスク評価書」の作成完了（令和8年度中）【宅建業者】

○金融庁、警察庁、財務省及び国土交通省の4省庁連名で、宅地建物取引業者等に対する要請通知を発出（4/28）

①暗号資産を用いた不動産取引を行う場合には、犯罪収益移転防止法に基づく疑わしい取引の届出を徹底

②売却代金として暗号資産の受け取りなどを行う場合には、資金決済法に基づく金融庁の登録を受けていない、無登録の暗号資産交換業者を利用しないこと

○暗号資産を用いた不動産取引を新たに加える等、疑わしい取引の届出に関する「チェックリスト」を改訂（令和8年10月中）【国】